

# 令和7年度会計年度任用職員の募集について

## 1 職種、勤務先、採用予定者数、任用期間、受験資格等 下記表のとおり

2 試験を受けられない者 地方公務員法第16条に該当する者

## 3 試験

- (1) 日時、場所については、担当課から別途連絡します。  
※ 面接時間等詳細については申込の締切後、文書にて連絡します。
- (2) 方法 ◇面接試験：個別面接による口述試験  
◇書類審査：応募書類により志望動機、資格、経歴等

## 4 受験手続き及び受付期間

- ◎ 申込書は、役場総務課か福祉課で受領、または町ホームページからダウンロードしてください。
- ◎ 申込書に必要事項を記入し、写真（申込前3ヶ月以内に無帽で正面から上半身を写した縦4cm、横3.5cmで本人と確認できるもの）を添付のうえ役場福祉課に提出してください。
- ◎ 受付期間は、4月14日（月）から4月24日（木）午後5時までです。  
なお、郵送されてもかまいません。（必着）

## 5 その他注意事項

受理した提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。  
本試験に関して収集した個人情報については、試験の選考、通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

## 6 問合せ先

智頭町役場福祉課（保健・医療・福祉総合センターほのぼの内） 森本（電話 75-6007）

職種(勤務場所)	資格等	業務内容	週当たり勤務時間	勤務時間	採用予定者数	報酬額	期末手当	時間外手当	社会保険	担当課
1 認知症地域支援推進員 (智頭町地域包括支援センター)	普通自動車免許 文書作成・表計算などのパソコン操作ができること 以下のいずれかの資格を有している者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員	地域包括支援センターと連携しながら、認知症の人やその家族等高齢者の相談・支援。地域の関係機関との連携	35時間	原則月曜日から金曜日のうち左欄記載の週当たり勤務時間ただし、週休日・祝日勤務等を含む時間外勤務の場合あり	1人	月額192,929円 ～ 225,806円	○	○	○	福祉課

## その他勤務条件等

任用期間	採用日の属する会計年度の末日までの期間 ※勤務実績等により再度任用する場合あり（2回まで最長3年） ※勤務年数による職員募集に対する応募制限無し ※任用後1カ月間は条件付き採用期間	休暇等	年次有給休暇 ※勤務日数、勤務期間によって異なる（例：週5日勤務の場合年間11日） 【有給】夏季休暇・年末年始休暇・結婚休暇・子の看護休暇・忌引休暇、産前産後休暇等 【無給】育児休業制度等（※）別途取得要件あり
報酬	報酬額は、現時点における予定額（地方自治体における勤務経験年数等を勘案し、上記の範囲内で決定） 職員の給与改定による変動あり	駐車場協力金	町有地を駐車場として利用する場合は、駐車場協力金が必要です。
諸手当等	通勤費は、職員の支給基準に準じて支給 時間外勤務手当は、勤務実績に応じて支給。（上の表で○の場合で、1週間の勤務が38時間45分を超えた場合または1日の勤務が7時間45分を超える場合） 期末手当、勤勉手当は、週15.5時間以上の場合支給 期末手当支給月数：年2.5月 勤勉手当支給月数は：年2.1月 ※ただし、任用初年度は年2.8325月 条例規則等の改正による変動あり	社会保険等	鳥取県市町村職員共済組合に加入（健康保険）（上の表で○の場合のみ） 厚生年金保険・雇用保険加入あり（上の表で○の場合のみ） 労災保険又は公務災害補償制度あり 上の表で△は週20時間を超える場合